

岐阜県手話言語の普及及び意思疎通手段の利用促進に関する推進会議

【結果概要】

1. 日 時：平成30年8月28日（火）13：30～15：00
2. 場 所：OKB ふれあい会館 岐阜県聴覚障害者情報センター
3. 趣 旨：「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例」に基づき、基本的施策の推進に向けて、意見・要望を頂くもの

【主な発言】

1. 本条例に対する各委員の思い

- 障害者差別解消法や県における条例整備がされているなかで、我々当事者が如何にして県民の方にこれらを知っていただくようにするかが重要である。
- この条例を契機として、障がい者と健常者との間にコミュニケーションが図られることを期待している。
- 岐阜県聴覚障害者協会として、手話を広め聴覚に障がいを持つ子が生まれた時に親が悲しい思いをしない社会を目指して運動している。皆様と一緒に県民への理解・普及を進めていければと考えている。
- 盲ろう者の障がいがどういうものかあまり知られていない。盲ろう者を知るきっかけを少しでも増やしていきたい。
- 岐阜県の委託事業で発声訓練事業を岐阜と高山で実施し、喉頭摘出者の社会復帰に向けて活動している。
- みなさんの意見をお聞きし、岐阜県失語症者友の会のメンバーにも伝えていきたい。条例を理解しこれからもがんばっていきたい。

2. 議題 手話言語の普及及び意思疎通手段の利用促進に関する取組状況等

- 1つの障害種別といっても様々な障がい特性を持った方がみえるので、それを踏まえたきめ細かい対応が必要である。
- 一般の小中学生が総合学習の時間に盲学校へ来校し、障がい特性などを知ってもらう機会がある。幼い頃からこうした機会を持つことが重要である。
- 情報バリアフリーという観点で災害対策は論じられていなかった。避難所において、それぞれの障がい特性に対応した意思疎通支援を考えるべきである。

○今度開催される意思疎通イベントは障がいの理解啓発に大変よい機会である。講義ではなかなか伝わりにくいものであり、学生にも参加を呼び掛けたい。

3. その他（各委員所感等）

○聾学校の学生に手話以外の意思疎通手段を知る機会が条例制定をきっかけとして設けられたことに感謝申し上げます。また、生徒たちが社会に出たときに、自立と社会参加に向けて何ができるかということを考える機会を設けていきたいと考える。

○小規模事業者が手話を必要な従業員を雇うことを支援する事業はないか。

○病院においても、手話や筆談で対応していると思われるが、患者の病状を正確に伝えることができる方がいつも手配できる仕組みがあるとよい。

○岐阜県では県職員による出前講座をやってみえるが、手話などのテーマは入っていないのか。企業側でもそういったことを知らないことが多いので情報発信についてご配慮いただきたい。

○盲ろう者や失語症者などの障がい特性を知っていただく機会を増やすべき。

○当事者や支援者自らがより多くの方に理解啓発に努めていくことが重要である。